

自動車道事業の供用約款

70東陸自1旅1第563号

昭和45年3月30日認可

自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第1条 当公社の経営に係る次の一般自動車道(以下「自動車道」という。)の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

(1) 逗葉新道

自 神奈川県逗子沼間 5 丁目 768 番の 1 から

至 神奈川県三浦郡葉山町長柄字上ノ山 1795 番 2 まで

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間は4月1日から3月31日までとし、自動車道を使用できる時間は午前零時から午後12時までとする。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通使用券

(2) 回数使用券

(使用料金の収受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者(以下「使用者」という。)は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は回数使用券を提示して所定の手続を受けなければならない。ただし、当社が実施するキャッシュレスサービス利用者については、当公社の指定する措置をとらなければならない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間同条の使用券を所持し、当公社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当公社の係員が使用券を回収した場合又は前条に定めるキャッシュレスサービスを利用する場合にあっては、この限りではない。

2 当公社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第 7 条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を領収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第 8 条 当社は、未使用で有効期間内の使用券について払戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額をその 1 割の手数料を収受して払い戻す。

2 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券及び回数使用券については収受した使用料金に相当する金額を払い戻しをする。

3 前項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。

4 当社は、使用者が第 2 項以外の理由により、自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第 9 条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第 10 条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
- (2) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- (4) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合

2 当社は、使用者が前条若しくは第 13 条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなった場合若しくは前項第 4 号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第 11 条 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。

2 前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。

3 第 1 項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は、適用しない。

- (1) 使用者の故意又は過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
- (3) 盗難その他第三者による危害
- (4) 天災地変その他の不可抗力

(使用者の責任)

第 12 条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失によりき損した使用者は、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第 13 条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。